

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年5月29日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区立小中学校施設暑熱対策手法等検討業務委託

#### (2) 業務内容

夏季における昨今の異常な気温上昇に伴い、普通教室や体育館など空調設備の改善が求められており、老朽化した普通教室の空調設備の計画的な更新と並行して、より効果的な暑熱対策を実施することを目的として、建築的な暑熱対策の各種手法の検討および区で対応する簡易手法の効果検証を行い、あわせて、各学校の暑熱対策実施計画を検討する業務を委託するものである。

#### (3) 履行期間（予定）

契約の日から令和7年3月14日まで

#### (4) 提案限度額

65,370千円（消費税を含む。）以内

### 2 参加資格

参加希望届出書提出日現在、次に掲げる項目のすべてに該当する事業者を対象とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有しているか、同等の条件を満たしていること。なお、世田谷区の競争入札参加資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

①履歴事項全部証明書

②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

③市町村及び都税・県税事務所が発行する法人事業税（「地方法人特別税」を含む）の納税証明書

④財務諸表（過去2年間）

(3) 世田谷区から指名停止（入札参加禁止）を受けている期間中でないこと。

(4) 国税・都道府県民・市区町村民税に滞納がないこと。

(5) 以下の①もしくは、②又は③のうち、官公庁より、いずれか1項目以上の実績を有すること。

①学校教室等の温熱環境対策に係る調査業務(以下、温熱環境業務という。)の履行実績があること。

②学校教室等の環境配慮に係る調査業務(以下、環境配慮業務という。)の履行実績があること。

③延床面積3,000㎡以上の学校教室等の温熱環境改善を目的とした改修設計業務(建築的な手法を含むものとし、空調設備の導入・更新のみのものを除く。以下、改修設計業務という。)の履行実績があること。

(6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、招請通知を受理した者。

### 4 提案書を特定するための評価基準

#### (1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の実績 (業務実績等)	業務実績
業務実施体制 (技術者の実績等)	管理技術者及び各主任技術者の資格、業務実績

#### (2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価基準
業務スケジュール	① 業務遂行のため具体的なスケジュールを提案しているか。 ② 長期休暇の活用等、児童生徒の学習に支障、影響の出ない検討をしているか。 ③ その他、提案があるか。
事業実施の基本方針	提案募集説明書「3.プロポーザル方式を採用する理由」に記載された「学校運営への影響を可能な限り抑制する手法」について、基本方針を提案しているか。
業務の実施方針	① 快適な学校環境に配慮した計画がされているか。 ② 生徒の安全性に配慮した計画がされているか。 ③ 施設整備の際に現実性のある計画がされているか。 ④ その他、提案があるか。

業務体制	①事業者とその他業務管理者の役割、責任及び関係について、適切な体制図を提示しているか。 ②区及び学校との連絡について、適切なフロー及び方法を提案しているか。 ③検討、調査及びその他業務について、適切な業務フローを提案しているか。
業務提案	①本業務の内容を理解し、業務の目的に沿った業務提案をしているか。 ・温熱環境の改善メニュー ・検証手法の妥当性 ②コストに対して効果のある計画を提案しているか。

## 5 手続等

### (1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育環境課

住 所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所西棟1階（102番窓口）

（土・日曜日、祝日並びに月～金曜日の正午～13時を除く、9時～17時）

電 話 03-5432-2665

F A X 03-5432-3028

メール [SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02040@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

### (2) 説明書等の交付期間及び方法

期 間 令和6年5月29日（水）～6月19日（水）午後5時

方 法 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/004/d00210016.html>

[トップページ](#) → [目次から探す](#) → [区政情報](#) → [契約・入札情報](#) → [発注情報](#)  
 → [現在実施中のプロポーザル情報](#) → [子ども・教育・若者支援](#)  
 → [世田谷区立小中学校施設暑熱対策手法等検討業務委託事業者選定プロポーザルの実施について](#)

又は（ホームページの上部検索スペースにページ番号「210016」と入力して検索）

### (3) 質疑応答の期間並びに提出場所及び方法

受付期限 令和6年6月12日（水）17時まで

場 所 上記（1）に同じ

方 法 電子メールにて添付ファイル（Word形式）を提出すること。

回 答 令和6年6月17日（月）までに全ての質問と回答を一括して取りまとめ、ホームページ上にて公開

### (4) 参加希望届出書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年6月19日（水）午後5時（必着）  
場 所 上記（1）に同じ  
方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。（郵送不可）

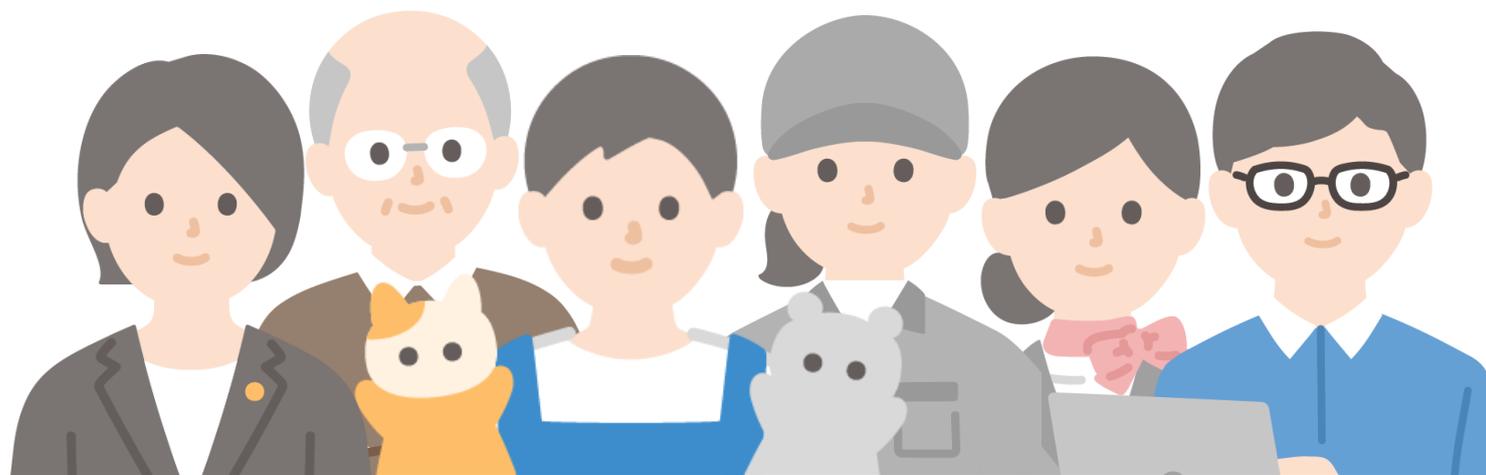
（5）審査書類一式の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限 令和6年7月3日（水）午後5時（必着）  
場 所 上記（1）に同じ  
方 法 事前連絡のうえ、直接持参すること。（郵送不可）

## 6 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金：免除
- （3）契約書作成要否：要
- （4）関連業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無：無
- （5）提案にかかる費用は、参加者の負担とする。
- （6）提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。
- （7）区は、選定作業に必要な場合は提案書の複製を作成することができる。
- （8）事業者からの提出物は返却しない。
- （9）区は、本件に参加表明をした者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書の特定理由（審査経過等）を公表することができる。
- （10）本件は、契約相手方となる候補者を選定するためのものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。
- （11）詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には  
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の  
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の  
労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2階 20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎 4階 46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手(特殊)	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手(一般)	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。